

考查欠席届に添付する書類について

- ・ 体調不良等の理由によりやむを得ず考查を欠席する場合は、考查欠席届と医療機関にかかったことを証明する書類（通院日当日の日付の入った領収書・通院日当日の日付の入った薬袋等）を提出すること。
- ・ 考查欠席届に添付する書類の有効期間は「記載されている日を1日目とし、土日祝日を含めて最長3日間」とする。

体調が1日では回復せず、考查をやむを得ず欠席する場合は、下記の例を参考に添付する書類を揃えること。

ただし、予約を要する定期的な通院が必要で、その症状により欠席する場合は直近の通院を証明する書類を、出席停止期間中の場合はその証明書を、また診断書があり欠席がその期間内である場合は診断書を添付書類としてよい。

通院：通院した日，○：考查欠席届に添付する書類として認められる範囲

		考查期間							
		初日	2日目	3日目				4日目	5日目
月	火	水	木	金	土	日	祝	火	水
通院		○	×	×				×	×
	通院	○	○	×				×	×
		通院○	○	○				×	×
			通院○	○				×	×
				通院○				×	×
					通院			×	×
						通院		○	×
							通院	○	○
								通院○	○
									通院○

- ・ 診断書の期間や出席停止の期間を超えて考查を欠席する場合は、欠席日当日に再度通院し、それを証明する書類を提出すること。
- ・ 考查欠席届が提出期日（考查最終日から土日祝を除いた3日）を過ぎても提出されない場合は、評価の面で非常に不利となるため、提出期日を厳守すること。
- ・ 体調不良等が長引き、提出期限を過ぎても登校できないことが予見される場合は、学校にその旨を連絡し、学校からの指示に従って対応すること。